

# まちを美しくする条例制定を可決

平成18年6月定例会は、6月6日から22日までの17日間の会期で開催されました。今定例会では、市長から提出されたまちを美しくする条例の制定、総合計画の基本構想を定めることなど10議案と議員提出の4議案、1件の報告が上程され、採決の結果、いずれも原案どおり可決・同意しました。また、市政に対する一般質問は、13人の議員が市長の見解をいただきました。

## 条例の制定について

### まちを美しくする条例の制定

本市の良好な環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくために、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進して市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に制定するものです。

施行期日は、条例の周知期間を要することから、本年9月1日となります。

#### 【市の責務】…第4条要約

自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、良好な環境の保全及び創造のために必要な施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

#### 【市民の責務】…第5条要約

環境に関する意識を高め、日常

生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。また、良好な環境の保全及び創造のため、地域において協力し合い、環境保全活動に努めるものとする。

#### 【事業者の責務】…第6条要約

事業活動を行うに当たっては、環境を破壊することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

また、事業活動において自ら環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

多くの市民が参加した第17回浅羽海岸クリーン作戦

